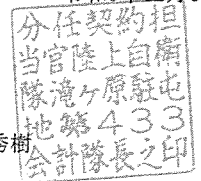


公 告

公告 第 225 号
令和5年12月6日

分任契約担当官
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地
第433会計隊長 蓮池 秀樹



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
3PA41HH00100		3GH41A10010 0001				53	
品名 または 件名							
内地米（精米） ほか2件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1, 200. 00	KG						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
各地			各地				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
各地			令和6年1月10日（水）～令和6年1月24日（水）				

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊契約班

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：なし
入札日時場所：令和5年12月18日（月）13時10分 第433会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：品目別総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 会計隊に備え付けてある「入札及び契約心得」及び「標準契約（請）書」を熟読のうえ、入札に参加する。

(2) その他の項目については別紙による。

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条、第71条の規定に該当しない者であること。但し、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別な理由のある場合に該当する。
- (2) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (6) 令和04・05・06年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知を受けたもので、「物品の販売」の等級が「D」以上に格付けされ、競争参加資格地域が東海・北陸地域の競争参加資格を有する者

2 落札決定に関する事項

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは切捨）をもって落札金額とするので入札書は消費税に係わる課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、**税抜き金額**を入札書に記載すること。
- (2) 入札金額が当隊所定の予定価格制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。但し、同価の場合は抽選による。

3 違約金に関する事項

落札者が契約締結に応じない場合は、入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額の100分の5に相当する金額を、契約者が契約を履行しない場合は契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

4 入札の無効に関する事項

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額及び入札者の氏名が判別し難い入札
- (4) 電報、電話及びFAXによる入札
- (5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

5 その他

- (1) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格業者については競争参加を認めない。
- (2) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約をおこなわない。
- (3) 代理人が入札に参加する場合は、**必ず委任状を提出すること。**
- (4) 入札参加希望者は令和5年12月15日(金)17:00までに下記問い合わせ先まで連絡すること。
- (5) 本件入札においては郵便入札を可とする。郵便で参加する場合は **令和5年12月15日(金)** まで必着とし、**又到着の確認をすること。**
初度入札で郵便による入札参加者があった場合、再度入札は直ちに行わず、次の時期に実施する。

ア 場所 **第433会計隊入札室**

イ 日時 **令和5年12月21日(木) 9:00**

6 問い合わせ先

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊 契約班（担当：永沢）

TEL 0550-89-0711（内線463、FAX487）

東部方面会計隊ウェブサイト (<https://www.mod.go.jp/gsdf/ae/kaikei/eafin/index.html>)

仕様書番号 53
作成年月日 令和 5 年 1 2 月 4 日
作成部隊 駒門駐屯地 糧食班
作成者 高木 徹

仕 様 書

1 品 名

内地米（精米）

2 総 則

本仕様書は、駒門駐屯地業務隊糧食班で調達する精米について規定する。

3 規 格

- (1) こしひかり、ひとめぼれ、ひのひかり、あきたこまち、ななつぼし、あいちのかおり、はえぬぎとする。
- (2) 令和5年産1等米100%とする。
- (3) とう精率87～92%に精米されたものとする。
- (4) とう精作業
ア とう精作業の際に官側が立会いを求めた場合は応ずるものとし、官側と納入業者の調整した日時(前日を基本とする)に官側検査官立会いのもと、1日でとう精作業を行う。
イ 立会いの際には、駐屯地に納入される玄米の袋全数の「農産物検査法」に基づく品種、生産産地の確認を行う。この際、表示のない場合、または違う表示が確認された場合は不合格とする。なお、とう精終了後、全ての精米の現物を確認して官側で封印を行う。
- (5) 下記のものを納品書に添付するものとする。
ア とう精台帳（写し可） 1部を添付する。
イ 玄米仕入れ伝票（写し可） 1部を添付する。
ウ 玄米袋 「産地」「産年」「銘柄」を明記したものとする。
エ 品質証明 「産地」「産年」「銘柄」「取引期限」を明記したものとする。
オ 納入米の一部、100g程度（ビニール袋詰め）とする。
カ 納品を運送事業者又は納入業者に委託する場合、契約業者は納品に立合うものとする。
キ 上記種類を納入時に納品書に添付しない場合は受領検査不合格とする。
- (6) 荷 袋
ア 納品時荷袋は、30kg／袋 3層クラフト紙を使用する。ビニールを使用不可とする。
イ JAS法に基づく名称等の表示「名称」「原料精米（産地、品種、産年及び使用割合）」「内容量」「精米年月日」「販売者（氏名又は名称、住所及び電話番号）」を記入する。

4 受領検査の実施

- (1) 開封により「虫」「粉状質粒」「着色米」「被害米」「異物」の有無を検査する。
- (2) 納品時荷重が、規定量以下の場合は、受領検査不合格とする。

5 本仕様書記載内容について疑義がある場合、係官と協議し指示に従うものとする。

仕様書番号 10

作成年月日 5. 12. 5	
作成者	板妻駐屯地業務隊
	糧食班長
	2尉 阪 井 満

仕 様 書

1 総 則

本仕様書は、板妻駐屯地業務隊糧食班で調達する内地米（精米）について規定する。

2 品 目

内地米（精米）

3 規格等

令和5年度産、こしひかり、ひとめぼれ、あきたこまち、1等

4 とう精作業

- (1) とう精率87～92%とし、自主流通米であること。
- (2) とう精作業の際に、官側の立会を拒否したり、妨害及び駐屯地に納入される米と明らかに別の米の精米をする場合は、受領検査不合格とみなす。
- (3) とう精作業の際に官側が立会いを求めた場合には、応ずるものとする。
- (4) 玄米の表示の根拠及び表示内容
別紙第1のとおり

5 玄米、精米ともに室内の清潔な場所で保管してあること。

6 納品書添付書類

(1) 品質証明書

契約相手方が玄米をどこから調達したかを証明するもので「産地」、「年産」、「銘柄」、「引取期限」を明記したもの。

(2) 玄米仕入先（玄米仕入伝票）の確認

ア 契約相手方が玄米を購入した時の集荷業者等の仕入先が発行するもの。

イ 確認をする項目

「産地」、「年産」、「銘柄」、「荷姿、1袋あたりの数量、総数」、「送り先（契約する精米納入業者名）」、「送り主（契約業者の仕入れ元）業者名」

ウ　とう精台帳のコピー

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第48条」に規定する契約相手方が作成、管理を義務付けられているとう精台帳のうち、当該駐屯地に納入された玄米の精米状況のわかる部分。

エ　上記種類を納入時に納品書に添付しない場合は、受領検査不合格とする。

7　J A S 法に基づく名称等の表示

(1)　納入される精米1袋ずつJ A S 法（農林物資の規格化及び品質の適正化に関する法律）に基づく「名称」、「原料精米（産地、品種、産年及び使用割合）」、「内容量」、「精米年月日」、「販売者（氏名または名称、住所及び電話番号）」を記入すること。

(2)　根拠及び表示の一例
別紙第2のとおり。

8　受領検査の実施

精米の受領時の開封による精米の虫等の混入または、粉状質粒、着色米、被害米（以下異物の混入量という。）が規定する量以上であった場合、受領検査不合格とする。異物混入量については別紙第3のとおり。

9　納品時間

0 8 0 0 基準とする。

玄米の表示の根拠及び表示内容

根拠	農産物検査法第3条
表示内容の一例	自主流通米に表示 検査実施機関名は日付印の上欄記載 令和〇〇年産 水稻うるち玄米 銘柄 〇〇県産 ☆☆ひかり 等級 日付印 正味重量規格 30kg 皆掛重量 30.5kg 2.00.00 計 検印を確認すること (この検印のないもの又は、表示の疑わしいものは農政局に調査を依頼できる。) 品 種 名 (☆☆ひかり) 検査請求者 〇 〇 〇 〇 住 所 〇〇県〇〇市◇◇町〇-〇-〇 代 理 人 〇〇農業協同組合 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-△-☆ 生 産 地 〇〇県〇〇市◇◇町〇-〇-〇

J A S 法に基づく精米の表示

根 拠	J A S 法（農林物資も規格化及び品質の適正化に関する法律）に基づく 玄米及び精米品質表示基準 （平成12年3月31日農林水産省告示第514号）			
（単位銘柄米）				
名 称	精 米			
原 料 精 米	産 地	品 種	産 年	使用割合
	〇〇県	〇〇〇	〇〇年産	100%
内 容 量	〇〇Kg			
精米年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日			
販 売 者	〇〇米穀株式会社 △△県◇◇市■町〇-〇-〇 TEL〇〇〇-△△△-◆◆◆◆			
（単位銘柄米以外）				
名 称	精 米			
原 料 精 米	産 地	品 種	産 年	使用割合
	国内産			100%
	(〇〇県 〇〇〇			70%)
	(〇〇県 ☆☆☆			30%)
内 容 量	〇〇Kg			
精米年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日			
販 売 者	〇〇米穀株式会社 △△県◇◇市■町〇-〇-〇 TEL〇〇〇-△△△-◆◆◆◆			

異物混入量の規定の細部

- 1 根拠「玄米及び精米品質基準」及び米穀公正取引推進委員会の定める業界の自主的ガイドラインに示される準用精米の品質基準（抜粋）
- 2 業界の自主的ガイドラインに示される精米の品質基準（抜粋）
 - (1) 土砂、石、ガラス片、金属片及びプラスチック片が混入されていないこと。
 - (2) 粉状質粒（粒質が粉状または、半粉状の粒をいう。）は15%以下とする。
 - (3) 被害粒（汚染し、又は、損傷を受けた粒をいい、着色粒を含み砕粒を除く。）は2%以下とする。
 - (4) 着色粒（粒面の全部または、一部が着色した粒をいい、精米の品質に著しい影響を及ぼさない程度のものを除く。）は、0.2%以下とする。
 - (5) 砕粒（完全粒の3分の2から4分の1までの大きさの粒をいい、具体的には針金番線25番ふるい目の開き1.7mmのふるいをもって分け、そのふるいの上に残る程度の大きさの粒をいう。）8%以下とする。
 - (6) 異種穀粒（うるち精米以外の穀粒をいい、消費者の食用に供するため混入した穀粒を除く。）及び異物（穀粒以外のものの及び完全粒の4分の1未満の大きさの粒をいう。）は、0.1%以下とする。
- 2 受領検査の合否判定
 - 2項に示す品質基準の各号の1に該当する場合には、受領検査を不合格とする。

仕 様 書		作成年月日	令和5年 12月 4日
件 名	精 米	仕様書番号	第 号
		要求書番号	滝業補第 号
		作成部隊名	補給科糧食班

1 総 則

本仕様書は、滝ヶ原駐屯地業務隊糧食班で調達する精米について規定する。

2 規 格

(1) 令和5年産1等米100%とし、こしひかり、ひとめぼれ、あきたこまちであること。

(2) とう精率87～92%に精米されたもの。

(3) とう精作業

ア とう精作業とは、玄米の張り込みから精米の袋詰めまでの作業とする。

イ とう精作業の際に官側が立会いを求めた場合には、応ずるものとする。

ウ とう精作業は、官側と納入業者の調整した日時に（前日を基本とする）官側検査官の立会いの下、1日でとう精作業を行う。

エ 立会いの際には、とう精時の玄米袋（全数）の確認、玄米仕入れ伝票の確認を実施する。

オ 玄米・精米ともに室内の清潔な場所で保管すること。

カ とう精終了後、すべての精米の現物を確認、官側で封印を行う。

(4) 提出物

ア 玄米仕入れ伝票

契約業者が玄米を購入した際、集荷業者の仕入れ先が発行するものを1部（写し可）

イ 玄米品種証明書

契約業者若しくは、玄米を調達した集荷業者が玄米の品種を証明するものであ

り、『産地』『年度』『銘柄』『区分』『取引期限』等を記載したもの。

ウ とう精台帳

契約業者若しくは、とう精業者が管理する義務づけられた帳票を1部（写し可）

エ 玄米の袋 1枚

オ 精米品位検定成績書

契約業者若しくはとう精業者が発行する納入精米の検査結果（検査者名・検査機名・蛋白質・水分・アミロース・粉状質粒・被害米・砕粒・着色粒・異種穀粒）を必ず記載するもの。1部

カ 納品米の1部、玄米・精米各100g程度（ビニール袋詰め）

以上の書類等を納品書に添付して、納品時提出するものとする。

(5) 納品

納品を運送業者または納入業者に委託する場合、契約業者は納品に立ち会うものとする。

納品時荷袋は、30kg／袋・3層クラフト紙（ビニール袋不可）・紐で封のされているもの・JAS法に基づく名称の表示「名称」・「原料精米（産地・品目・産年および使用割合）」「内容量」・「精米年月日」・「販売者（名称・住所及び電話番号）」のあるものとする。

3 本仕様書記載内容について疑義がある場合は、係官と協議し、指示に従うものとする。なお、仕様書に基づかない事態が生じた場合は、受領検査不合格とする。

市場価格調査書

分任契約担当官
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地
第433会計隊長 蓮池 秀樹 殿

¥ 品目別

内		訳				
品名	規格	単位	数量	単価	金額	備考
内地米(精米)	仕様書のとおり	kg	1,200			駒門
内地米(精米)	〃	〃	4,200			板妻
精米	〃	〃	3,000			滝ヶ原
	一以下	余	白一			

令和 年 月 日
住 所
氏 名

入 札 書

分任契約担当官
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地
第433会計隊長 蓮池 秀樹 殿

辛 品目別

内 訳

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	履行場所	納期
内地米(精米)	仕様書のとおり	kg	1,200			駒門	令和6年1月16日
内地米(精米)	〃	〃	4,200			板妻	令和6年1月10日
精米	〃	〃	3,000			滝ヶ原	令和6年1月24日
	一 以 下	余	白 一				

総額（品目別）

上記の公告又は通知に対して、「入札及び契約心得」及び「駐屯地用標準契約書」の契約条項等を承諾のうえ入札（見積）いたします。

なお、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。

住 所

氏 名